

維持管理情報

岩手工場

1/2

施設の操業状況に関する情報		2023年												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
焼成室中の燃焼ガス温度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び 第12条の7の2 ト)	(1) 測定位置	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	
	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	
	(3) 測定結果(°C)	870	840	863	850	850	850	860	870	860	860	870	870	
集塵器に流入する燃焼ガス温度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び 第12条の7の2 リ)	(1) 測定位置	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	
	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	
	(3) 測定結果(°C)	98	96	97	99	100	99	101	100	95	95	96	95	
煙突から排出されるCO濃度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び 第12条の7の2 ヲ)	(1) 測定位置	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	
	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	
	(3) 測定結果(%)	0.239	0.202	0.213	0.192	0.175	0.179	0.198	0.216	0.169	0.223	0.227	0.264	
焼成炉中の温度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び 第12条の7の2 ツ)	(1) 測定位置	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	
	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	
	(3) 測定結果(°C)	1350	1350	1320	1340	1310	1370	1310	1270	1290	1260	1280	1230	
排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び第12条の7の2 ヌ)		連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	
ダイオキシン類濃度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び 第12条の7の2 ル) 廃掃法規定 0.1ng-TEQ/m ³ N以下	(1) 排ガスの採取位置	-	-	⑥	-	-	⑥	-	-	⑥	-	-	⑥	
	(2) 排ガスの採取年月日	-	-	6月20日	-	-	9月27日	-	-	12月18日	-	-	3月8日	
	(3) 測定結果を得た年月日	-	-	7月27日	-	-	10月27日	-	-	2月5日	-	-	4月12日	
	(4) 測定結果(ng-TEQ/m ³ N)	-	-	0.00073	-	-	0.00034	-	-	0.00094	-	-	0.00029	
ばい煙 (廃掃法施行規則 第4条の5の2及び 第12条の7の2 カ)	硫酸化物	(1) 排ガスの採取位置	⑥	-	⑥	-	⑥	-	⑥	-	⑥	-	⑥	-
		(2) 排ガスの採取年月日	4月12日	-	6月20日	-	8月2日	-	10月11日	-	12月18日	-	2月29日	-
		(3) 測定結果を得た年月日	5月1日	-	7月5日	-	8月18日	-	10月25日	-	1月10日	-	3月13日	-
		(4) 測定結果(ppm)	1.0未満	-	1.0未満	-	1.0未満	-	1.0未満	-	1.0未満	-	1.0未満	-
	ばいじん 大防法規定 100mg/m ³ N以下	(1) 排ガスの採取位置	⑥	-	⑥	-	⑥	-	⑥	-	⑥	-	⑥	-
		(2) 排ガスの採取年月日	4月12日	-	6月20日	-	8月2日	-	10月11日	-	12月18日	-	2月29日	-
		(3) 測定結果を得た年月日	5月1日	-	7月5日	-	8月18日	-	10月25日	-	1月10日	-	3月13日	-
		(4) 測定結果(mg/m ³ N)	14未満	-	16未満	-	13未満	-	15未満	-	15未満	-	15未満	-
	塩化水素 廃掃法規定 700mg/m ³ N以下	(1) 排ガスの採取位置	⑥	-	⑥	-	⑥	-	⑥	-	⑥	-	⑥	-
		(2) 排ガスの採取年月日	4月12日	-	6月20日	-	8月2日	-	10月11日	-	12月18日	-	2月29日	-
		(3) 測定結果を得た年月日	5月1日	-	7月5日	-	8月18日	-	10月25日	-	1月10日	-	3月13日	-
		(4) 測定結果(mg/m ³ N)	0.6未満	-	0.6未満	-	0.6未満	-	0.63	-	0.6未満	-	0.6未満	-
窒素酸化物 大防法規定 480ppm以下	(1) 排ガスの採取位置	⑥	-	⑥	-	⑥	-	⑥	-	⑥	-	⑥	-	
	(2) 排ガスの採取年月日	4月12日	-	6月20日	-	8月2日	-	10月11日	-	12月18日	-	2月29日	-	
	(3) 測定結果を得た年月日	5月1日	-	7月5日	-	8月18日	-	10月25日	-	1月10日	-	3月13日	-	
	(4) 測定結果(ppm)	140	-	26	-	13	-	23	-	57	-	74	-	

補足(セメントの製造工程の例と測定位置に関する説明)

2/2

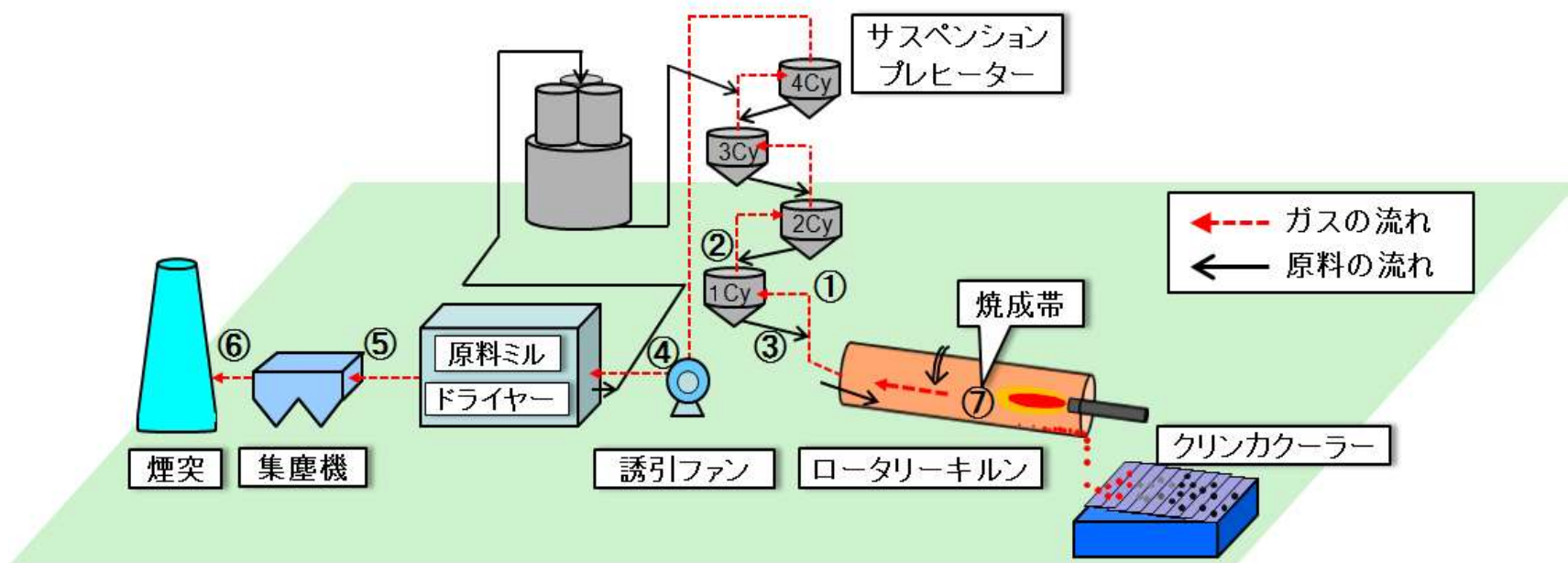


図 セメント製造工程の概略図

- 1) 焼成炉(ロータリーキルン)中の燃焼ガス温度は①、②または③の温度のうちの一つとしている。
- 2) 集塵機に流入するガス温度は⑤の温度を云う。 なお、④または⑤のCO濃度は煙突出口のCO濃度とほぼ同程度と推定される。
- 3) 一酸化炭素(CO)濃度は、④または⑤または⑥のCO濃度のうちの一つとしている^{※1}。 なお、④または⑤のCO濃度は煙突出口のCO濃度とほぼ同程度と推定される。
- 4) 焼成炉中の温度は⑦の温度を云う^{※2}。
- 5) ばい煙やダイオキシン類を測定している場所は⑥である。

※1 セメント製造の用に供する焼成炉は、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素(CO)の濃度を用いることが適当でない特定の種類の焼却施設として環境大臣により定められている(環廃対441・環廃産460)。この代わりに、3カ月に1回以上の排ガス中のダイオキシン類濃度の測定・記録が義務付けられている(廃掃法施行規則第4条の5第1項第2号ル)。

※2 炉内にはクリンカ粒が多量に浮遊していることから、温度の実測が困難であり、実温度よりも100~200℃低い値となる場合がある。しかし、製品の性状に問題は無く、また、焼成炉中の温度1000℃以上を確実に立証している。